

議案第 48 号

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 6 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例（昭和 58 年板橋区条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 Y U M E パーク・大和町自転車駐車場の項の次に次のように加える。

大和町 36 番仮自転車駐車場	東京都板橋区大和町 36 番 4 号
-----------------	--------------------

付 則

- 1 この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（提案理由）

既設区営自転車駐車場 1 か所の改修工事による休止に伴い、代替地として仮設の区営自転車駐車場を設置する必要がある。